

厚生労働省岩手労働局発表
令和5年6月7日(水)

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局雇用環境・均等室
室長 谷中 充
室長補佐 渡磯 寿
電話 019-604-3010

くるみん認定企業を3社決定しました！

岩手労働局（局長 ^{あわむら} 栗村 ^{かつゆき} 勝行）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の事業主を認定しました。

（株）富士通ゼネラルエレクトロニクス（製造業・一関市・319名）

【認定企業からのコメント】

独自に作成した「両立支援のハンドブック」を活用し、制度の周知や収入のシミュレーション等を行うなど、男性の育児休業取得を推進しています。今後は、プラチナくるみん取得を目標に、女性活躍や次世代キャリア形成も含め、今まで以上に制度周知をしっかり行い定着を図ります。

「共に未来を生きる」という企業理念のもと、人とのつながりを大切にし、誰もがいきいきと働き、挑戦し続けられる会社として、これからも両立支援に取り組んでいきます。

2回目の認定！



（株）中央臨床メディエンス（医療福祉業・盛岡市・30名）

【認定企業からのコメント】

仕事と子育て・介護の両立支援を推進し、より働きやすい職場作りを目指すための指針として「くるみん認定」を取得しました。中学校就学前の子を養育する従業員が、時間単位で取得できる子の看護休暇制度があり、さらに取得しやすい環境づくりのため、各部門内で業務をフォローできる体制を構築しています。

今後、子の看護休暇や年次有給休暇の取得を促進し、女性・男性ともに働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んで参ります。

2回目の認定！



（社福）つくし会（医療福祉業・一関市・215名）

【認定企業からのコメント】

当法人では、ノー残業が家庭に幸せをもたらすこと、子育てと仕事の両立を法人が率先してサポートすることを職員に説き、両立支援の取組を実践することで、岩手県より平成29年には「いわて子育てにやさしい企業等認証」、令和元年には「いわて女性活躍認定企業等」も取得しています。

仕事と子育て、介護との両立は誰もが経験することです。職員が、安心して健康に働ける環境整備と働き方改革を今後も推進していきます。



※認定企業の取組状況については、別紙1～3のとおり。

※認定制度・認定企業一覧については、参照のとおり。

「くるみん」認定企業

(株) 富士通ゼネラルエレクトロニクス

(代表取締役社長 岡田 雅史)

～両立支援のハンドブックを作成し

仕事と子育ての両立を支援！～



令和5年5月10日認定

所在地 一関市

業種 製造業

労働者数 319人 (男219人、女性100人)

■ 一般事業主行動計画期間 令和2年3月21日～令和5年3月20日 (3年)

認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標 1

計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上とする

男性従業員・・・①計画期間内に育児休業を1人以上取得すること。

②妻の出産休暇50%以上取得すること。

女性従業員・・・育児休業取得率を80%以上とすること。

達成状況

男性従業員・・・①1名取得 (1名/10名)

②100% (10名/10名)

女性従業員・・・100% (5名/5名)

目標 2

女性従業員の育児休業後の復職支援

達成状況

育児・介護・治療の両立支援ハンドブックを活用した面談を実施し、復職後に利用できる制度を周知したほか、休業中の社員に対しメール等によるフォローアップを実施した。

目標 3

長時間労働に依存しない働き方への継続的な取組

達成状況

2019年より継続して毎週水曜日・金曜日を定時退社日として設定し、やむを得ず時間外勤務を行う場合は、事前に申請をすることとしている。

計画的付与制度により、年次有給休暇の一斉取得を実施している。

2 その他の要件について

要件

3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

達成状況

小学校就学前までの子を養育する労働者を対象とした始業時刻変更等の措置 (フレックスタイム制度を導入) を導入している。

「くるみん」認定企業

(株) 中央臨床メディエンス

(代表取締役社長 鈴木 開)

～各部門内でフォロー体制を構築し
休暇を取得しやすい職場環境を整備～



令和5年5月15日認定

所在地 盛岡市
業種 医療福祉業
労働者数 30人(男12人、女性18人)

■ 一般事業主行動計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年)

認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標

計画期間内に中学校就学前の子を養育する従業員が看護休暇をとりやすい環境づくりを行う。

達成状況

社内ネットワークにより、子の看護休暇が、中学校就学前までの子を養育する労働者を対象として、時間単位で取得できる制度であることを周知した。

(制度利用実績)

看護休暇を取得した男性労働者：2名

看護休暇を取得した女性労働者：1名

2 その他の要件について

要件

(労働者数300人以下の一般事業主特例)

計画期間とその開始前(最長3年)を合わせた期間における、女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること。

達成状況

計画期間とその開始前1年間において、女性労働者の育児休業取得率は100%であった。

要件

3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

達成状況

所定外労働の制限に関する制度について、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象としている。

「くるみん」認定企業

社会福祉法人 つくし会

(理事長 熊谷 茂)



～子育て支援手当の支給により 経済面でも仕事と子育ての両立を推進～

令和5年5月15日認定

所在地 一関市

業種 医療福祉業

労働者数 215人（男66人、女性149人）

■ 一般事業主行動計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年）

認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標1

計画期間に男性職員の育児休業等の取得を推進する。

達成状況

施設内イントラネットや職員研修会等により労働者へ周知した。
計画期間中に子の看護休暇を取得した男性労働者9名。

目標2

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間6日以上を取得とする。

達成状況

年次有給休暇の取得促進について、職員研修会等で周知したほか、シフト作成時に勤務希望日を確認する際にも周知を行い、令和4年度の取得率は年平均12.5日を達成した。

目標3

育児休業者が職場に復帰しやすいように環境整備を行う。

達成状況

各種ハラスメント規定を整備し、施設内イントラネットや職員研修会等により労働者へ周知した。結果として、育児休業取得者が全員職場復帰した。

2 その他の要件について

要件

計画期間において、女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること。

達成状況

計画期間における女性労働者の育児休業等取得率は、100%であった。

3 その他の取組

要件

3歳までの子を養育する労働者に対し、子1人につき毎月1万円の子育て支援手当を支給。

北欧を中心とした海外研修として保育園を視察し、当たり前に夫婦が協力して家事や育児に関わる意識を醸成している。

- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。

くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業

—子育てサポートに積極的な企業です—

※企業名の後に特段記載のないものは、くるみん認定企業です。



	企業名	所在地	業種	認定年月		企業名	所在地	業種	認定年月
1	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育・学習支援業	H21.3 H24.3 H29.4 H31.4 R3.5	26	(社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業	H28.1 R1.6 R4.5
2	(株)岩手銀行 (プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	H23.5 H28.1	27	(株)水清建設	矢巾町	建設業	H28.6 H30.7
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	H24.3	28	(株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業	H30.4
4	(株)エフビー	山田町	製造業	H24.7	29	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業	H30.5 R4.6
5	(国)岩手大学	盛岡市	教育・学習支援業	H24.7	30	(社福)岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業	R1.5
6	(株)プラザ企画 (プラチナくるみんプラス)★	奥州市	宿泊業	H24.10 H27.7 H30.2 R4.5	31	(株)北日本銀行 (プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	R1.5 R3.5
7	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	H24.10	32	(社福)いつつ星会	二戸市	医療福祉業	R1.7
8	社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	H25.2 H27.5 H31.4	33	(株)長島製作所	一関市	製造業	R1.11
9	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	H25.2	34	岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業	R1.11
10	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	H25.3 H27.4	35	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業	R2.2
11	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	H25.3	36	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業	R2.5 R5.5
12	(社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	H25.7	37	(株)富士通ビ 初社外社	一関市	製造業	R2.5 R5.5
13	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業	H25.7	38	盛岡セイコー工業(株)	雫石町	製造業	R2.6
14	(社福)和江会	北上市	医療福祉業	H25.10	39	(株)ヘアレン醸造所	盛岡市	製造業	R3.5
15	(株)丹野組	二戸市	建設業	H25.10	40	(株)中居都市建築設計	盛岡市	技術サービス業	R3.6
16	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業	H26.2	41	宇部建設(株)	一関市	建設業	R3.7
17	(社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業	H26.3	42	(株)キタカミテリカ	北上市	製造業	R4.2
18	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	H26.6	43	(株)菊池技研コンサルタント	大船渡市	技術サービス業	R4.2
19	(社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業	H26.6 H28.6	44	(社福)愛護会	奥州市	医療福祉業	R4.5
20	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業	H26.11	45	いわて生活協同組合	滝沢市	小売業	R4.7
21	(社福)若竹会	宮古市	医療福祉業	H27.4	46	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	R4.9
22	(株)菅文	二戸市	卸小売業	H27.5	47	(有)いわてにっかコミュニティ企画	盛岡市	医療福祉業	R4.10
23	(社福)奥州いさわ会	奥州市	医療福祉業	H27.7 R1.6	48	(株)こすかたサービス	矢巾町	サービス業	R4.11
24	(社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業	H27.7	49	(社福)つくし会	一関市	医療福祉業	R5.5
25	岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売・修理業	H27.10					

【くるみん・トライくるみん(新設)・プラチナくるみん】

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るための取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣からの認定(くるみん認定)を受けることができます。

また、すでにくるみん認定を受けている場合、仕事と子育てに関する取組の実施状況等が特に優良な事業主は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

令和4年4月1日より、トライくるみん認定制度が新設されました。これに伴い、くるみん認定制度、プラチナくるみん認定制度の認定基準が引き上げられました。トライくるみん認定制度の認定基準は、令和4年3月31日までのくるみん認定の認定基準と同じです。

また、令和4年4月1日より、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を受けた事業主のうち、不妊治療と仕事の両立に関する取組状況が優良な事業主は、それぞれ、くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定として、追加で認定を受けられる制度が創設されました。

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

※企業名の後に特段記載のないものは、くるみん認定企業です。

<1段階目>

<2段階目>

<3段階目>

<プラチナえるぼし>



	企業名	所在地	業種	認定年月
1	(株)薬王堂	矢巾町	小売業	H28.5
2	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	H28.5
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	H28.6
4	(株)プラザ企画 (プラチナえるぼし)★	奥州市	宿泊業	H29.3 R3.6
5	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	H29.6
6	(社福)永友会	盛岡市	医療福祉業	H29.11
7	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業	H30.1
8	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業	H30.5
9	(有)オーツー	盛岡市	建設業	H30.8
10	(株)ヘアレン醸造所	盛岡市	製造業	R1.7
11	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業	R1.12
12	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育・学習支援業	R2.1
13	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業	R2.6
14	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業	R2.10
15	(医)勝久会	大船渡市	医療業	R2.12
16	(株)佐々木組	一関市	建設業	R2.12
17	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	R3.1
18	(株)ライブリー	北上市	小売業	R3.7
19	(株)システムベース	北上市	情報通信業	R3.7
20	(株)小松製菓	二戸市	製造業	R3.9
21	(株)めんこいメディアプレーン	盛岡市	サービス業 (他に分類されないもの)	R3.9
22	(株)久慈設計	盛岡市	専門・技術サービス業	R4.3
23	(社福)愛護会	奥州市	医療福祉業	R4.5
24	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	R4.9
25	(医)青樹会	盛岡市	医療福祉	R4.10
26	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	R4.10
27	(公財)総合花巻病院	花巻市	医療業	R4.12
28	新生ビル管理(株)	一関市	サービス業 (他に分類されないもの)	R5.4

【えるぼし・プラチナえるぼし】

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣からの認定（えるぼし認定）を受けることができます。

また、すでにえるぼし認定を受けている場合、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良である事業主は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。

お問い合わせ先

岩手労働局 雇用環境・均等室

〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15

TEL:019-604-3010